

(答申第41号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定（不存在）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

(1) 審査請求人は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、平成30年5月8日付けで、実施機関に対し、次のとおり個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

岐阜県警ホームページの身元不明遺体・平成〇〇年・番号〇 〇〇〇〇で発見された男性遺体に係る個人情報開示請求（別紙）

2 実施機関の決定

実施機関は、請求に係る公文書の中に審査請求人の個人情報が記録されていないことを理由として個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年5月24日付け鑑第323号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成30年8月22日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

諮問庁である岐阜県公安委員会は、条例第24条第1項の規定に基づき、平成30年9月6日付け岐公（総）第21号で、本件審査請求について、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

個人情報非開示決定通知書記載の処分を取消し、改めて、請求を行った情報の開示または提供を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由の要旨は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件開示請求の内容にある身元不明死体（以下「本件死体」という。）に係る「自己の個人情報」の該当性について

本件死体と審査請求人の弟（以下「実弟」という。）の身体的特徴と着衣が多くの点で一致・類似している。具体的には、年齢・性別・身長・血液型・体格や下着・シャツ・ズボン等の18点で一致・類似している。それにもかかわらず、歯形の照合結果だけで、具体的にいえば歯1本の有無だけで、両者は別人とする判断には大きな錯誤を生じさせる可能性がある。

よって、両者の一致・類似点が多くあることから、本件死体は実弟である可能性が高いといえる。そして、審査請求人は実弟の法定相続人であることから、本件死体の情報は審査請求人の「自己の個人情報」に該当する。

また、一般的には、ある時点においては不開示情報に該当した情報が、その後の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。したがって、審査請求人が過去に行った本件開示請求の内容と同趣旨の個人情報開示請求・訴訟等であっても、本件開示請求とは特段の関係がなく、新規に開示請求がされたものとして取り扱われる必要がある。

(2) その他の主張について

ア. 条例第7条第1項本文の反対解釈に基づく提供

条例第7条第1項本文の反対解釈から、個人情報取扱事務の目的の範囲内の場合には個人情報を提供しなければならないと解することができる。行方不明者届出人が持っている情報と身元不明死体の情報が類似していれば実施機関は本件死体の情報を開示・提供すべきであること、本件死体の情報の提供又は開示がされなければ同届出人側において本件死体と行方不明者との照合ができないこと、及び条例第7条及び岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「公開条例」という。）第10条は、個人情報を

提供するための規定であることから、同届出人に対して本件死体の情報を提供することは個人情報取扱事務の目的の範囲内といえる。

したがって、実施機関は同届出人である審査請求人に本件死体の情報を提供しなければならない。

イ. 上記以外の事項

審査請求書には、上記主張のほかに、次の事項に係る記述があった。

- 本件開示請求と同様の文書を対象とする、審査請求人がかつて提起した文書部分公開決定処分取消訴訟及び個人情報非開示決定処分取消訴訟の結果に関すること
- 現行の身元不明死体の取り扱いのこと
- 本件死体の情報は、条例第14条第2号ただし書ハに該当すること
- 警察の対応の不備のこと
- 戸籍法第92条に関すること 等

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を認容しない旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由の要旨は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件死体に係る「自己の個人情報」の該当性について

死者は個人情報開示請求者になり得ないが、死者の個人情報が当該死者の遺族等の個人情報にも該当すると認められる場合には、死者の個人情報は当該遺族等の個人情報として扱われ、当該遺族等からの開示請求が認められる。

しかし、本件死体と実弟の歯形記録の照合結果及び本件死体と実弟の母のDNA型鑑定の結果から、実施機関は、そもそも本件死体は実弟ではないと判断している。また、平成〇〇年〇〇月〇〇日岐阜地方裁判所判決（平成〇〇年（行ウ）第〇〇号。以下「平成〇〇年岐阜地裁判決」という。）においても、本件死体と実弟の歯形記録の照合結果から、本件死体は実弟ではないと判断されている。

以上から、本件死体の情報には審査請求人の「自己の個人情報」に該当しない。

(2) その他の主張について

ア. 条例第7条第1項の反対解釈に基づく提供

条例第7条第1項本文を反対解釈しても、個人情報取扱事務の目的の範囲内であれば個人情報を提供することができるだけであり、目的の範囲内であれば提供を義務付けられるものではない。したがって、提供するか否かは、条例第7条第1項本文の反対解釈を根拠とするものではなく、法令や制度趣旨から実施機関が判断するものである。

実施機関は本件死体が審査請求人の弟ではないと判断していることから、審査請求人に対して本件死体の情報の提供を行わなかったとしても、裁量権の逸脱・濫用とはいえず、実施機関の判断は容認されるべきである。

イ. 上記以外の事項

弁明書には、上記主張のほかに、次の事項に係る記述があった。

- 本件開示請求と同様の文書を対象とする、審査請求人がかつて提起した文書部分公開決定処分取消訴訟の結果に関する事
- 上記第3の2(2)イは、いずれも本件処分の当否に影響するものではないこと

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性

(1) 条例第13条第1項の規定により、審査請求人が本件死体の情報の開示を請求するためには、本件死体の情報が、審査請求人の「自己の個人情報」である必要がある。

(2) 死者の個人情報について

死者の個人に関する情報も、条例の「個人情報」(条例第2条第1号)として保護されるが、死者は、自己の個人情報の開示を請求する権利の主体にはなり得ない。

しかし、死者の個人情報が、当該死者の遺族等の個人情報にも該当すると認められる場合(例えば、死者が生前有していた財産に関する個人情報は、同時に、相続人である遺族等の個人情報にも該当する。)には、当該遺族等は、死者の個人情報を「自己の個人情報」として開示請求をすることができる。

(3) 本件死体に係る個人情報開示請求について

上記(1)及び(2)を踏まえると、審査請求人が本件死体の情報の開示を請求するためには、次の2要件を、いずれも満たす必要がある。

①本件死体が審査請求人の実弟であること。

②相続等により、実弟の個人情報が審査請求人の個人情報にも該当すると認められること。

(4) 要件①「本件死体が審査請求人の実弟であるか」

実施機関は、上記第4の2(1)のとおり、歯形記録やDNA鑑定の結果から、本件死体は審査請求人の実弟ではないと主張するほか、平成〇〇年岐阜地裁判決においても、本件死体は審査請求人の実弟ではないと判断されている。

一方、審査請求人は、上記第3の2(1)のとおり、本件死体が審査請求人の実弟である可能性が高い旨を主張するが、それらは、実施機関の主張及び平成〇〇年岐阜地裁判決を覆し、本件死体が実弟であると認定するに足るものとは認められない。

そうすると、本件開示請求は、(3)①の要件を満たしているとは認められない。

(5)したがって、本件死体が審査請求人の実弟であると認めることができない以上、(3)②の要件を判断するまでもなく、本件死体の情報が審査請求人の個人情報にも該当すると認める余地もない。すなわち、本件開示請求は、審査請求人の「自己の個人情報」の開示を請求したものとは認められない。

2 その他の主張

審査請求人は、上記第3の2(2)のとおり、その他にも縷々主張するが、いずれも審査会の上記の判断を左右するものとは認められない。

3 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

審査会の結論は以上であるが、審査請求人が上記第3の2(2)アで主張した個人情報の提供について、以下のとおり付言する。

審査請求人は、条例第7条第1項本文の反対解釈により、本件死体の情報を審査請求人に対して提供すべきであると主張している。

しかし、そもそも条例第7条第1項本文の規定は、実施機関に対し、個人情報

に関して、個人情報取扱事務の目的に照らし、目的外の利用・提供を禁止したものの、すなわち、目的の範囲内での利用・提供のみに制限したものである。したがって、実施機関に対し、一定の場合に、当該規定を直接の根拠として、個人情報の利用・提供を義務付けることまでも規定したものではない。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成30年9月6日	実施機関から諮問を受けた。
平成30年10月12日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
平成30年11月5日	実施機関から反論書（写し）を受領した。
平成30年12月26日 （第86回審査会）	諮問事案の審議を行った。
平成31年2月7日 （第87回審査会）	諮問事案の審議を行った。 実施機関の口頭意見陳述を行った。
平成31年3月6日 （第88回審査会）	諮問事案の審議を行った。

（参考） 岐阜県個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	加藤 享子	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	川田 智子	行政書士	
会 長	栗山 知	弁護士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	和田 恵	弁護士	

（五十音順）

別紙

○写真（写真用紙を使用したもの）

1. 顔を正面から写したもの（大きく口を開いていないもの） 1枚
2. 顔を横から写したもの。左右、各1枚
3. 首より下の胴体を前から写したものと及び背面から写したものと、各1枚
4. 歯型のレントゲン写真
5. 撮影された歯型の写真、6枚
6. 死体に付着していたと思われる着衣等の写真
靴下、パンツ、アンダーシャツ、ポロシャツ、ベルト（各々個別に撮影したもの）各々1枚

○資料

1. DNA型記録（A4、1枚）
2. 電話録（鑑定結果の回答、A4、1枚）
3. 指紋記録（指紋照会書、A4、1枚）